茨城県警察からのお知らせ

令和7年7月1日～

標識による駐車禁止規制から除外される

「駐車禁止除外指定車の標章」の交付申請の方法が一部変更になります

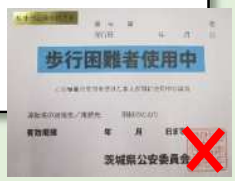

1　申請書様式の変更

・　7月1日からの申請について、頭紙となる申請書の様式が変更となります

（※　従来の申請書についてもしばらくの間ご使用になれますが、業務の円滑化のため、なるべく新様式のご使用をお願いします）

旧

・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（身体障害者・戦傷病者・精神障害者用）
・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（療育手帳所持者用）
・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（紫外線要保護者使用車用）

新

・除外標章交付申請書　（統合）

2　添付書類の一部変更

・　7月1日からの申請について、
○標章交付対象者「以下（本人）」の親族等（代理人）のみが警察署に来署され、申請する場合において、添付書類及び提示書類が追加となります

○　身体障害者等本人が来署→　添付書類　手帳等の写しのみ（従来どおり）

○　来署者が親族等のみ（代理）　→

添付書類

・手帳等の写し＋身体障害者等本人が実在していることを証明する書類（例：本人作成の委任状、発行3か月以内の住民票（写し可）、本人宛発行の病院の領収書（直近のもの）、本人のマイナンバーカードの写し（表面のみ）、本人運転免許証の写し　など）

提示書類

・　本人との関係を証明する書類（続柄が記載されている住民票、介護施設等入所の方は入所証明書等）
及び　代理人の身分証明書　（※　いずれも確認後返却します）

不正取得・使用防止のため、全国統一で求めることとなりました。ご理解をお願いします。

【問い合わせ先】
・茨城県内の各警察署
・茨城県警察本部
　交通規制課